電気設備工事　特記仕様書

Ⅰ．工 事 概 要 等

1. 工事名称　三次方面隊田幸分団第２部 格納庫整備工事
2. 工事場所　広島県三次市志幸町　地内
3. 建物概要

建 物 名 称	構　造	階　数	建築基準法による延べ面積（㎡）	消防法施行令別表第一の区分	備　考
格納庫	軽量鉄骨造	平屋建て	17.03	-	新築
詰所	木造	平屋建て	12.42	-	新築

4. 工事種目　（ ⊙ 印の付いたものが対象工事種目）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	工　事　種　別					
	格納庫	詰所				
⊙ 電灯設備	新設一式	新設一式				
• 動力設備						
• 電熱設備						
• 雷保護設備						
• 受変電設備						
• 電力貯蔵設備						
• 発電設備						
• 構内情報通信網設備						
• 構内交換設備						
• 情報表示設備						
• 映像・音響設備						
• 拡声設備						
• 誘導支援設備						
• テレビ共同受信設備						
• 監視カメラ設備						
• 駐車場管制設備						
• 防犯・入退室管理設備						
• 火災報知設備						
• 中央監視制御設備						
• 医療関係設備						
• 構内配電線路						
• 構内通信線路						

5. 指定部分　※ 無し　・ あり（工期 令和　年　月　日）
　対象部分：
　（改修工事の場合の部分使用　※ 無し　・あり）

Ⅱ．工 事 仕 様

1. 共通仕様
（1）特記仕様及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和７年版）」（ただし改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和７年版）」）（以下「標準仕様書」という）及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和７年版）」（以下「標準図」という）による。
（2）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。
（3）本工事は工事中及び完成後に必要に応じ次の調査をうけたり、発注者より連絡があれば対応すること。
　ア 公共事業労務費調査…工事中に実施（調査票の記入提出、発注者実施への協力等）
　イ 契約不適合調査…建設工事請負契約約款第４６条の５に定める期間内
2. 特記仕様
（1）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
（2）特記事項のうち選択する事項は○印の付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は※印を適用する。
（3）標準仕様書で「特記がなければ、」以下に具体的な材料・品質性能・工法検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令等（条例含む）に抵触する場合には、関係法令等の遵守（1.1.13）を優先する。

一般共通事項

項　目	特　記　事　項
① 施工図等	別契約の関係工事との取合いを十分に打合せ、各現場代理人承認の上で提出する。なお当該建物の取得する施工図の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
② 施工条件	現場説明書による。
3. 工事安全計画書	建築工事安全施工技術指針及び建設工事公衆災害防止対策要綱を参考に、工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を監督職員に提出する。
④ 施工調査	施工に先立ち、改修工事関連（施工部位により既存性能を損なうおそれのある）部分の事前調査を行い監督職員に報告書を提出する。（・　・　・　・　・　） 調査を行う前に監督職員に調査計画書を提出する。 撤去する機器類等について、製造年、品番等を確認し特別管理産業廃棄物の有無を調査し、監督職員に報告する。・微量PCB含有機器（・変圧器　・　・　・　・　）
⑤ 発生材の処理	引渡しを要するもの　※無　・有（・金属類　・盤類　・電線.ケーブル　・　・　・　・　） 特別管理産業廃棄物　※無　・有　・本工事において調査を行う。 （・PCB使用機器　・アスベスト含有設備資機材（・配線用遮断器　・　・　・　・　）） 特別管理産業廃棄物は関係法令に従い適切に処理する。 工事中、特別管理産業廃棄物が発生すると判明した場合、その処理方法は監督職員と協議する。 ①ＰＣＢ使用機器　※無　・有　・未調査 撤去するＰＣＢ使用機器の分析を行う。 分析費　（ ※別途　・本工事） ＰＣＢ小機器収納容器　（ ※別途　・本工事（用途　　）） ②アスベスト含有設備資機材　※無　・有　・未調査 撤去するアスベスト含有設備資機材の分析を行う。 分析費　（ ※別途　・本工事） 放射性物質を含むイオン化式感知器　※無　・有 製造業者又は販売業者に回収を委託する。（ ・別途　※本工事） 六フッ化硫黄（ＳＦ６）ガス　※無　・有 ガス絶縁開閉器、ガス絶縁変圧器等受変電機器に含まれるＳＦ６ガスは、製造者又はガス回収業者に抜き取り及び処理を委託する。 再生資源化を図るもの　※無　・有（・蛍光管　・HIDランプ　・小型二次電池　） （1）本工事で発生した建設廃棄物は、広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市（広島市、呉市、福山市）が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては、廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること。ただし、建設廃棄物が、破砕等（選別を含む）により、有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理するものとする。 （2）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、（1）に掲げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。 （3）本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので、適正に処理すること。なお、本工事では、広島県産業廃棄物埋立税相当額を見込んでいる。
6. 機材の品質等	（1）本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。ただし、製造業者等が記載されている場合に同等品を使用する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。 また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき策定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については、他の特記事項及び図面表記の範囲内で、環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする。 （2）別表－１に示す機材等を使用する場合は、次の①から⑥すべての事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、次の①から⑥すべての事項を評価された事を示す弁部機関が発行する書面を提出し監督職員の承諾を受けた場合は証明となる資料等の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定められる場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。
⑦ 完成時の提出書類等	（1）工事完成図書引渡書A4版　部 （2）完成図書　部 （3）完成図面・施工図面二折りA3版製本　部 （4）縮小完成図面・施工図面二折りA4版製本　部 （5）工事写真 （工事中写真A4版）　部 （完成写真）　電子ファイル（PDF形式）により、３９電子納品に含めて提出 （6）電子成果品（電子納品）CD-R　部 （7）工事監理図書A4版　部 （8）工事概要調書A4版　部 （9）諸官庁届出書類一覧表A4版　部 　諸官庁届出書類（正）A4版　部 （10）運転操作説明書A4版製本・取扱説明書　部 （11）展開接続図A3版製本　部 （12）保全管理台帳A4版・設備台帳A4版　部 （13）型式台帳　式
※建築工事に準ずる	※型式台帳は、監督職員が指定する様式で作成する。建物で使用する部材、機器を記入し提出すること。 ※建築工事に伴う工事の提出部数は、建築工事に合わせる。 ※工事写真は「営繕工事写真作成要領」によるほか監督職員の指示による。 ※完成図は、原則、CADにて修正を行い、図面枠内の適当な位置に「完成図」と表示する。
8. 足場	本工事で設置する。・外部足場（　種）・内部足場（　種）
9. 工事用電力、水、その他	本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用はすべて受注者の負担とする。
10. 監督職員事務所	本工事で設置する
11. 受注者事務所その他	構内につくることができる
12. 建設発生土の処理	※ 現場説明書の施工条件明示による ・ 構内指示場所に敷き均し ・ 構内指示場所に堆積
13. 非破壊検査	はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に非破壊検査を行い監督職員に報告する。 原則として探査方法は走査式埋設物調査（電磁誘導法又は電磁レーダ法）とする。放射線透過検査等による埋設物の調査を実施する場合、範囲は監督職員の指示による。
14. 既存躯体への穿孔	放射線透過検査の検査費は別途とする。 穿孔機械を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工すること。
15. あと施工アンカー	施工後確認試験 試験方法　引張試験機による引張り試験 確認強度　対象機器ごとのアンカーボルト1本に作用する引抜き力以上 試験箇所数　施工単位に対し1本以上 対象機器　（・配電盤・非常用発電機・直流電源装置・変圧器・　）
16. 電気工事士	最大電力500kW以上の場合においても、第1種電気工事士により施工を行う。
17. 耐震施工	設備機器の固定は次に示す設計用地震力に耐える方法とする。 ただし、重量1kN以下の一般機器については、製造業者の指定する固定方法を採用する場合は、この限りではない。 （1）機器の据付け及び取付け 設計用水平地震力は、機器重量［kN］に、地域係数（・1.0 ※0.9 ・0.8）と次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	○特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機　器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水　槽　類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機　器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水　槽　類	1.5	1.0	1.0	0.6
地下及び1階	機　器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水　槽　類	1.5	1.0	1.0	0.6

上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。水槽類には燃料小出し槽を含む。
重要機器は次のものを示す。
（・配電盤　・非常用発電機　・直流電源装置　・交流無停電電源装置
・交換機　・火災報知受信機　・中央監視制御装置　・通信総合盤　・　　）
（2）設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1／2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
（3）横引き配管等の耐震支持は、施設の分類に応じたものとする。

⑱ 電線類	（1）EM電線類で規格等の記載のないものは、ハロゲン及び鉛を含まないものとする。 （2）通信ケーブルでJCS規格にない対数のケーブルはJCS規格に準じたものとする。 （3）盤内配線はEM電線を使用する。ただし、製造者標準品は除く。
⑲ 電線本数・管路等	分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。
20. 露出配管の塗装（付属品を含む）	塗装する部分　・屋里　（　　）・廊下　・屋上、屋側　・屋外・機械室
21. 屋外露出配管の仕上げ	屋外露出配管（厚鋼電線管）で塗装を行わない場合は、溶融亜鉛めっき仕上げ［めっき付着量300ｇ／㎡以上］とする。
22. ケーブルの種類	EM-高圧架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽﾞ ﾙは、JCS4395「6600V架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽﾞ ﾙ(3層押出型)」によるものとし、次による。

呼称（図示記号）	種　類
6kV EM-CE(EE)	6600V 架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽｶｰﾌﾞﾙ(6600V CE/F(EE))
6kV EM-CET(EE)	6600V ﾄﾘﾌﾟﾙｳｨｽﾞ型架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽﾞ ﾙ(6600V CE/F(EE))

㉓ ﾌﾗｯｼｭﾌﾟﾚｰﾄの材質	・金属製（ステンレス、新金属も含む）　・樹脂製（使用場所　　）
24. ｶﾊﾞｰﾌﾟﾚｰﾄの用途別表示	シール等を貼付し、用途を表示する。
25. ﾌﾞﾙﾎﾞｯｸｽの塗装	ｽﾃﾝﾚｽ製ﾌﾞﾙﾎﾞｯｸｽの塗装　※有（メーカ指定色又は指定色仕上）・無（素地仕上）
26. 屋上・屋側の支持金物等	ステンレス製または鋼材に溶融亜鉛めっきを施したものとする。
㉗ 接地極	接地極の材料は次による。

接地の種類	記　号	接地抵抗値	接　地　極
• 共同接地	E_{C1-3}	10Ω以下	・EB×3連ー 2組
• 共同接地	E_{C1-2}	10Ω以下	・EB×3連ー 2組
• A　種	E_A	10Ω以下	・EB×3連ー 2組
• B　種	E_B	Ω以下	・EB×2連ー 2組
• C　種	E_C	10Ω以下	・EB×3連ー 2組
• D　種	E_D	100Ω以下	・EB×1
• 高圧避雷器	E_H	10Ω以下	・EB×3連ー 2組
• 交換機用	E_T	10Ω以下	・EB×3連ー 2組
• 通信用	E_{TL}	10Ω以下	・EB×3連ー 2組
• 通信用	E_{TA}及びE_{TB}	100Ω以下	・EB×1
• 電話引込口の保安器用	E_{TA}	100Ω以下	・EB×1
• 測定用	E_M	――	・EB×1
			・

（連結及び単独の場合，EBはD＝14 L＝1,500又はW＝40 L＝1,200とする）
（E_C，E_{C1}，E_{C2}，E_{C3}，E_Hの場合，EBはD＝10 L＝1,000又はW＝30 L=900とする）

一般共通事項

28. 他工事との取合い	図面に記載されていない工事区分は、別紙工事区分表による。
29. 天井仕上げ区分	（　　）書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。
㉚ 配線図記号その他	（1）EEF1.6-2C×2ﾙ、EEF1.6-4Cを使用してもよい。 （2）EMケーブルの表記は警報用及び同軸ケーブルを除き「EM-」を省略する。
31. 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 （1）風圧力 　風速（Vo＝・30 ・32 ・34 m/s）　地表面粗度区分（・Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ ・Ⅳ） （2）積雪荷重 　平成12年建設省告示第1455号における区域　別表（　　）
32. 呼び線	長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上の樹脂被覆鉄線を挿入する。
33. 露出配管の固定保護	2.5m以下のサドル及びダクターには保護を行う。
㉞ 屋上・屋側等への設置機材の周囲処理	建築物（構造体）に直接設置するプルボックス、各種盤及びダクターには周囲にシール処理を行う。
㉟ 官公署への手続き	工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署その他関係機関への必要な届出手続き等を遅滞なく行う。
36. 工事現場の表示	現場の見えやすい位置に、監督職員が指示する次の表示板を設置する。 ※工事名等の表示板（900mm×600mm）　・工事概要等の説明看板（900mm×600mm）
37. 交通誘導員	作業期間、交通誘導員を＿＿＿（人/日）配置すること。
38. 工事中情報共有ｼｽﾃﾑ	（1）本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。 （2）本工事で使用する情報共有システムは次とする。 　広島県工事中情報共有システム 　https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html （3）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行い、利用料を支払うものとする。 （4）受注者は、監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。
39. 電子納品	電子成果品を「営繕工事電子納品要領」に基づき作成する。 　https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/nouhin/index02.html ※ 工事管理ファイル ・ 施工計画書　・ 工程表　・ 打合せ簿 ・ 機材関係資料　・ 施工関係資料　・ 検査関係資料 ・ 発生材関係資料 ※ 完成図　・ 保全に関する資料　※ 施工図　※ 完成写真　・ その他
40. 地質変位等への対応	建物引込み部の地盤変位等への対応 想定沈下量　（ ・200mm以下　・600mm以下　・1,000mm以下 ）
41. 地中配管の埋設深さ	特記なき場合は地表面（舗装がある場合は舗装下面）から300mm以上とする。 コンクリート製埋設標は影込み表示のものを用いる。

電灯設備

1. 照明制御の照度測定等	明るさセンサーによる照明制御を行う部屋は、照度測定を行い、測定表を監督職員に提出する。なお、測定箇所は監督職員の指示による。 照度測定（100%点灯時（※夜間　・　））（調光制御点灯時（※夜間　※昼間））
2. 照明制御装置設定器	納入数　※1個　・　個
3. アドレス設定器（多重伝送式）	設定器機能　・アドレス設定　・グループ設定　・パターン設定 ・タイムスケジュール設定 納入数　※1個　・　個
4. 点検用リモコン（非常用照明・誘導灯用）	納入数　※1個　・　個
5. 配線器具	・接地極付きコンセント（2P15A）はプラグ無しとする。 ・防水形コンセントはプラグ無しとする。 ・ハーネスジョイントボックス用OAタップのケーブルは、ハロゲン及び鉛を含まない材料とする。
6. 照明器具	（1）LEDの光源色は別図面に指定がある場合を除き下記による。 　LEDの光源色　（・電球色　※昼白色） （2）LED照明器具の定格入力電圧はユニバーサル電圧（100V～242V）に対応するものとする。

動力設備

1. ｲﾝﾊﾞｰﾀ装置の規約効率	三相可変速運転用インバータ装置の規約効率は次の数値以上とする。

電動機出力（kW）	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11
規約効率（%）	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5	94.5

電動機出力（kW）	15	18.5	22	30	37	45	55	75
規約効率（%）	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5

備考
（1）規約効率はJEM-TR245「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。
（2）0.4kWの効率はJIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V、IP4X、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする
（3）0.75kWの効率はJIS C 4213「低圧三相かご型誘導電動機トップランナーモーター」の定格電圧200V、IP4X、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。

構内交換設備

1. 型式	※ボタン電話装置　・交換装置
2. 保安器用接地	※本工事　・別途工事
3. 壁掛電話機	送受話器の落下防止を施す。

構内配電線路

1. 地中箱	蓋の記号表示　鋳型流込み（・電力　※電気　・　） ハンドホール内のケーブル支持等は、マンホールに準じて行う。 アスファルト舗装面に使用するハンドホール及び鉄蓋は、アスファルト舗装用とする。
2. 高圧負荷開閉器	※開頭形（中耐塩形）　・開鋏形（重耐塩形） ・断電器内蔵　・地絡継電器付（※方向性　・無方向性） ※別置制御装置までの制御ケーブルを付属すること。
3. 高圧ケーブルの端末部	高圧電力ケーブルの端末両端部にシースの収縮対策（熱収縮テープによるシースずれ止め対策等）を行う。
4. 高圧電力ケーブルの屋外端末処理	・一般形　・耐塩形
5. 照明用ポール	照明用ポールには配線用遮断器（引外し装置なし）又はホルアウトスイッチ（素通しヒューズ）を内蔵する。ただし、ガーデンライトは除く。
6. 施工方法	埋設深さ　特記なきは地表面（舗装がある場合は舗装下面）から300mm以上とする。 建物側配管引込み部の地盤変位対応（沈下量　・0.2m以下　・0.6m以下　・1.0m以下）

構内通信線路

1. 地中箱	蓋の記号表示　鋳型流込み（※通信　・　） ハンドホール内のケーブル支持等は、マンホールに準じて行う。 アスファルト舗装面に使用するハンドホール及び鉄蓋は、アスファルト舗装用とする。
2. 施工方法	埋設深さ　特記なきは地表面（舗装がある場合は舗装下面）から300mm以上とする。 建物側配管引き込み部の地盤変位対応 （沈下量　・0.2m以下　・0.6m以下　・1.0m以下）

雷保護設備

1. 大地抵抗の測定	工事着手前に大地抵抗率を測定し、測定表及び接地極省略判定記録書を監督職員に提出する。
2. 接地システム	・構造体利用接地極　・A型接地極　・B型接地極　・JIS A 4201-1999

受変電設備

1. 受変電設備容量	kVA
2. 変圧器	次のものを付属させる。 ・移動車輪（75kVA以上のもの）　・防振ゴム　・ダイヤル温度計（置針付） モールド変圧器の表面は充電部とみなし、注意標識を取付ける。
3. 予備品等	標準仕様書によるほか電力ヒューズ現用定格値のものを現用数

発電設備

（燃料系発電装置）

1. 電気方式	・高圧　・低圧
2. 発電機容量	kVA以上
3. 燃料小出槽	逐油ポンプのあるシステムでフロートスイッチの上限フロートは、通過形接点とする。
4. 燃料種別	・軽油　・A重油

（太陽光発電装置）

1. 太陽電池アレイ	公称出力　　kW以上　交流出力の電気方式　相　線　　V
2. パワーコンディショナ	定格容量　　kW以上　自立運転機能　（　・有　・無）
3. 表示装置	・液晶　・LED表示装置
4. 連系する電力系統	・高圧受電みなし低圧連系　・高圧連系　・低圧連系

拡声設備

増幅器	・時報及び自動放送（体操放送等）はアッテネータを経由した回路とする。 ・増幅器の入出力配線と外部配線（壁ボックス等）の接続はコネクタによる。（一斉回路は使用しない）

その他

① 機器取付高

機器取付高は下記を標準とする。ただし、天井高3m以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は監督職員と協議する。

	名　称	測　点	取付高（mm）
電力共通	取引用計器	地　上～窓中心	1,800～2,000
	引込開閉器	床　上～中　心	1,800～2,200
電灯			
	分電盤、OA盤、実験盤	床　上～中　心	1,500(上端1,900以下)
	ホーム分電盤	天井下～上　端	200
	スイッチ	床　上～中　心	1,300
	〃（多機能ﾎﾀﾙ・集積子用壁型）	〃	1,100
	〃（集積子用ﾎﾟｯﾄ 埋込）	〃	900
	〃（自動・手動切替）	〃	1,800
	コンセント（一般）	〃	300
	〃　（和室）	〃	150
	〃　（台上）	台　上～中　心	150
	〃　（土間）	床　上～中　心	800～1,300
	〃（集積子用ﾍﾞｯﾄ壁型）	〃	400
	〃（集積子用ﾍﾟｯﾄ埋込）	〃	900
	〃　（トイレ）	〃	300～400
	ブラケット（一般）	〃	2,100～2,300
	〃　（踊場）	〃	2,000～2,500
	〃　（鏡上）	鏡上端～中　心	150
動力	壁掛形制御盤	床　上～中　心	1,500(上端1,900以下)
	手元開閉器	〃	1,500
	操作スイッチ	〃	1,300
	端子盤	床　上～下　端	300
	保安器箱	天井下～上　端	200
	壁付アウトレット	床　上～中　心	300
	〃　（和室）	〃	150
	壁付電話機	〃	1,300
	壁掛形親時計	〃	1,500(上端1,900以下)
	子時計	床　上～中　心	天井高×0.9

	名　称	測　点	取付高（mm）
拡声表示誘導支援	壁掛形スピーカ	床　上～中　心	天井高×0.9
	壁付アッテネータ	〃	1,300
	情報・出退表示盤	〃	天井高×0.9
	壁付発信器	〃	1,300
	ベル、ブザー、チャイム	〃	2,300
	受付押ボタン（一般）	床　上～中　心	1,300
	電源箱	床　上～下　端	300
	外部受付用(ｲﾝﾀｰﾎﾝ(子機)	標準図による	
	車椅子用(ｲﾝﾀｰﾎﾝ(運室子機)	床　上～中　心	1,100
	壁付(ｲﾝﾀｰﾎﾝ(上記以外)	〃	1,300
	壁付押ﾎﾞﾀﾝ(多機能ﾄｲﾚ)	〃	900
	壁付押ﾎﾞﾀﾝ(多機能ﾄｲﾚ)	〃	400
	床転倒時用		
	身障者用(ｲﾝﾀｰﾎﾝ(子機)	標準図による	
テレビ共同受信	機器収容箱	天井下～上　端	200
	テレビ端子	床　上～中　心	300
	〃　（和室）	〃	150
火災報知	受信機・副受信機	床上～操作部	800～1,500
	機器収容箱	〃	800～1,500
	発信機	床上～中心	800～1,500
	ベル	天井下～上　端	200
	表示灯	〃	200
ガス検知	ガス漏れ中継器	天井下～中　心	300
	検知器（都市ガス）	天井下～中　心	300
	〃（LPガス）	床　上～上　端	300

2. 工事実績情報の登録について
受注者は受注時又は変更時において請負金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注、変更、完成、訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し、登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。なお、途中変更時の登録が必要な場合とは、工期の変更、技術者の変更があった場合とする。

別表-1「外部機関等による評価済み機材表」

品　目	機　材　名
⊙ LED照明器具（一般屋内用に限る）	
• 照明制御装置	
• 可変速運転用インバータ装置	
⊙ 盤類	分電盤（実験盤を含む）　キュービクル式配電盤　制御盤 高圧スイッチギア（OH形）　高圧スイッチギア（PH形）
• 高圧機器	高圧交流遮断器　高圧避雷器　高圧進相コンデンサ 高圧限流ヒューズ　高圧負荷開閉器　高圧変圧器（特定機器）
• 絶縁監視装置	高圧回路　低圧回路
• 蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池　据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池 制御弁式据置鉛蓄電池　シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
• 交流無停電電源装置（ＵＰＳ）	
• 太陽光発電装置	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置
• 監視カメラ装置	
• 中央監視制御装置	監視制御装置

3. 快適トイレモデル工事
本工事は快適トイレモデル工事（※発注者指定型　・受注者希望型）であり、「快適トイレモデル工事実施要領（最新版）」に基づき実施するものとする。
快適トイレチェックシートの様式は、「広島県の調達情報」の「様式集＞建設工事関係_その他の契約関係の様式」に掲載している。
また、完成検査までに提出するアンケートは、「広島県の調達情報」の「入札・契約制度＞入札・契約制度関係要綱」に掲載している。

4. 施工（業務）計画書への記載
（1）次の内容について、「その他」項目に記載を求める。
　ア 発注者から明示又は受注者が自ら行う「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」
　イ 上記アの内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」
　ウ 上記ア、イの内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」
（2）「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映するよう求める。
（3）「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は、施工（業務）計画書の重要な変更が生じたものとして取り扱うこととし、変更施工（業務）計画書の提出を求める。

訂正	検　図	製　図	工事名称	図面名称	特記仕様書（一般共通事項）	図面番号
・　・　・ ・　・　・ ・　・　・			三次中学校トイレ洋式化改修工事	縮尺	A3判：N.S.	E－01 区分